

## 出資証券の無証券化について

令和5年1月

これまで組合員の皆さまから出資いただいた際に出資証券を発行していましたが、今般、出資証券を無証券化し、出資金残高通知書で出資金残高のご連絡を行う方式に変更することになりました。つきましては、今後の取扱いは下記のとおりとなりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 実施時期について

令和5年4月1日より

### 2. 現行出資証券の扱いについて

令和5年3月末をもって効力は失われます。

出資証券を無証券化しても、組合員の皆さまと当組合との権利・義務等は何ら変わるものではありません。

※当組合の出資証券は、法律で発行を義務づけられた書類ではなく、任意に発行している証拠証券であり、それ自体は財産的価値を持つものではありません。

### 3. 出資証券廃止後の対応について

新規のご加入があった場合に、「加入承諾書」、「出資金受取書」を作成し組合員の皆さまに交付することで取引内容を通知します。

譲渡・相続時などの対応として、組合員の皆さまの依頼により「出資金残高証明書」(有料)を発行します。

毎年出資配当金と併せて前年度末出資金残高の通知を行います。

脱退時等における出資金の払い戻しは、当組合で管理する組合員名簿に基づく出資額により行うこととし、出資証券の提示は必要ありません。

### 4. 問い合わせ先について

不明な点等ございましたら、当組合各支店までお問い合わせください。

信用組合愛知商銀